

会津若松市入札等に関する有識者会議開催要綱

(令和2年6月5日決裁)

(目的)

第1条 本市の入札契約手続の透明性の向上及び入札制度の客観性の確保を図るため、会津若松市入札等に関する有識者会議（以下「会議」という。）を開催し、意見の聴取を行うものとする。

(意見の聴取)

第2条 市長は、本市発注工事に係る次に掲げる事項について会議から意見を聴取するものとする。

- (1) 入札及び契約手続の運用状況に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(出席者等)

第3条 会議の出席者は、5人以内とし、次に掲げる者の中から出席を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) 税理士
- (4) 経済団体の代表
- (5) その他市長が必要と認める者

2 会議に座長を置き、出席者の互選によりこれを定める。

3 座長代理は、座長が出席者から指名するものとし、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(守秘義務)

第4条 会議の出席者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(公開等)

第5条 会議は、非公開とする。ただし、会議の議事概要については、原則として公表するものとする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、総務部契約検査課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。